

「いすみ市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(案)について」に関するパブリックコメントの実施結果

No.	ご意見等	市の考え方	修正等の有無
1	<p>◆学校や学童の連絡事項は、子どもがプリント（紙）を持ち帰り親へ伝えるスキームとなっている。このスキームは、子どものプリント紛失や親への提出を失念してしまうことにより、子どもが忘れ物を発生させる要因となっている。子どもが記入する連絡帳の内容は正確性を欠き正しい読解が困難なため親は学校への確認が必要になる。日中働いていれば、同級生家族に連絡を入れ、必要なものがあれば夜になって買い物に奔走することとなる。また、子どもは忘れ物をしてしまったことに劣等感を感じ、親は子どもに不憫な思いをさせているとして働いていることに罪悪感を感じてしまう。</p> <p>◇自治体は学校と連携し、情報連携を希望する子どもの家族にLINE等のSNS登録することを促し、連絡帳やプリントでの連絡を縮小・廃止する。学校・学童は子どもに連絡事項を伝えるとともに、登録者にLINE等のSNSで通知する。</p> <p>教職員はプリント作成不要、訂正や追加の連絡事項も迅速にできる。ペーパーレスによるコスト削減も可能となる。</p>	<p>貴重なご提案と受け止め、実施に向けて検討します。</p>	<p>無</p>
2	<p>◆高齢者は病院での診察時に医師に対して具体的な自覚症状を表現出来なかったり、診察内容や医師からの指示を家族等に正確に伝達することが困難であったり、処方されたものを紛失することがある。</p> <p>このため、高齢者家族等は病院への確認が必要になったり、仕事を休んでの通院同行が必要になる場合がある。また、処方されたものが誤ったり、正しくとも処方通りの服薬が出来ず病状が悪化することも考えられる。</p>	<p>貴重なご提案と受け止め、実施に向けて検討します。</p>	<p>無</p>

	<p>◇自治体は病院と連携し、情報連携を希望する高齢者家族等に LINE 等の SNS 登録することを促し、病院は高齢者本人に病状について確認し、処方方を説明するとともに、家族等にも症状や診察内容、注意事項、処方薬を SNS を通じて相互にコミュニケーションが取れる仕組みをつくることにより高齢者の健康維持、医療費削減が可能となる。</p>		
3	<p>計画案を拝見しましたがなんでもデジタルで制度や手続きをまとめてしまうと不安になります。</p> <p>デジタル化した個人情報を管理する設備や、手続きをネットワークで行うために必要な設備、そういったものを全ていすみ市内に設置して、市民の個人情報をいすみ市の外に持ち出さず、いすみ市の公務員の方が管理してくれるなら安心して、参加・賛成できます。</p> <p>けれど実際は、千葉県が管理などを民間企業に業務委託した設備を使うシステムや、民間の事業者など間に挟む予定のようなので、不安です。</p> <p>民間企業の側が流出させた個人情報があって犯罪に巻き込まれた場合、責任の所在は曖昧なままで、被害にあった人は補償も無く泣き寝入りするしかありません。</p> <p>そういった不安があるので、手続きの資料を保存して後で確認したい時のためにもデジタル化してない従来の方法の、職員の方と対面で用紙を使った手続きも残してほしいと思います。</p> <p>また私は何でもデジタル化されると、ついていけなくて困ります。</p> <p>手続きを教える勉強会があったって行けない場合もあります。</p> <p>だったらまだパンフレットを配ってくれた方が勉強しやすいです。</p> <p>デジタル化が嫌な人に、デジタル化に参加しない選択の自由を認めてほしいと思います。</p>	<p>貴重なご意見として受け止めさせていただきます。徹底した情報管理に努めます。</p>	無

4	<p>国の法律や、千葉県の動向を受けて、いすみ市も行政に関わるデジタル化・ICT を推進しようとしている状況を理解いたします。</p> <p>しかしながら、ネット上のデジタル化した手続きとは、紙媒体などのアナログとは違った種類の経費・リスクが発生するものでもあります。</p> <p>アナログの手法、デジタルの手法。どちらが個々人の事情や意見に合致するかは意見が分かれます。そのどちらを選ぶか、市民に選択の自由を与えてほしいと思います。</p> <p>ケースとしてマイナンバーを例にあげますと、マイナンバーと関連した情報において、情報漏洩した場合に罰金などの規定はありますが、高額とはいえません。</p> <p>そうして漏洩した情報が原因で犯罪に巻き込まれたとしても、あくまで一般の刑事事件扱いで、被害者への補償に関する規定は自分には見つけられませんでした。</p> <p>言い方は悪いのですが、情報漏洩の罰金や罰則の内容がリスクにならないものにとって、現在の制度はなんら犯罪の抑制効果にならないのです。</p> <p>また行政と企業のサービスと比較しますと、企業のサービスは消費者が受けるか受けないそのものを選べますが、行政に関わらないという選択は現代社会ではできません。</p> <p>企業のサービスでは、サービスに付随して消費者の個人情報収集し、関連した他のサービスの提供者や外部企業などに収集した個人情報を提供することもあります。</p> <p>しかし日本の主要な企業のサービスでは、メインのサービス以外の目的での個人情報の収集や外部へ個人情報提供を、消費者の意思でオプトアウト（拒否）することが可能という場合が多いです。</p> <p>（外国の企業だと収集した個人情報をサービス提供会社の資産として扱うなどと利用規約に明記して、消費者が個人情報の取り扱いに口出しできない、ということもあります。）</p>	<p>貴重なご意見として受け止めます。</p>	<p>無</p>
---	---	-------------------------	----------

	<p>ICT 化したシステムや設備の計画次第では、多数の民間企業が関わってきて「こんな行政のシステムやサービスは利用したくない」と考える方も出ると思います。そういった方にデジタル化した行政に参加しない・ICT 化したサービスを利用しない自由があってもよい、と思います。</p> <p>また ICT 化した行政サービスに関与してくる企業に、個人情報を提供するか否かは、本来は市民個人が決定権を持つべきと思います。</p> <p>いすみ市の自治体・市行政が行政サービスのためという名目で、市民の同意なく個人情報を提供することは、あってはならないと思います。</p> <p>またマイナンバーと連結させた ICT 化したシステムを運用・活用するな、とは言いませんが、マイナンバーを使わなければ行政のサービスを受けられない、受けられる公共サービスの種類に差が出るというシステムにはしないでいただきたいです。</p> <p>あくまで「マイナンバーを使った場合は手続きが短くて済む」程度にさせていただきたいです。</p>		
5	<p>いすみ市行政の ICT 化・デジタル化にあたって、長期的に見て、検証のためにも、必要な IT 人材を時間とお金をかけて育て、いすみ市の職員として採用するのは、いかなるパターンでも必須と思います。</p> <p>民間企業に委託した場合、営利企業が経営の都合もあり一番大事にするのは顧客ではなく株主です。</p> <p>契約期間中、顧客である自治体が不満に思っても法律と契約に違反しなければ、解約も無い。倫理の無い企業（あるいはそんな株主が多い企業）が入ってきた場合、儲けるだけ儲けて、一定の利益を出したら夜逃げのように逃亡、あるいは企業をたたんで責任を取りづらい連絡の取れないかたちにする、という手法も取れてしまいます。</p>	<p>貴重なご意見として受け止めさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>情報管理のため設備（サーバーなどを含む）を全ていすみ市に設置し、いすみ市職員に運用・管理してもらい、いすみ市民の個人情報のいすみ市外への持ち出しを禁じるのが安全の面で理想と思います。</p> <p>次点で、いすみ市内の設置したサーバーなどの設備について、設置から管理保守業務を民間企業に委託しつつ、情報持ち出しを禁じて、委託業者の法人をいすみ市内に設置し、トラブルが起きれば日本の国内の法律と裁判所のみで事後処理などが済むように事前に契約を結んだ場合です。</p> <p>上記2つのパターンであれば、割と安心してデジタル化・ICT化した行政に参加できます。</p> <p>しかし「いすみ市デジタル・トランスフォーメーション推進計画」資料を拝見しますと、実際は「千葉県自治体情報セキュリティクラウド」を利用・参加せざるを得ないということであると理解しました。</p> <p>「千葉県自治体情報セキュリティクラウド」は千葉県が民間企業に、設備の管理・保守を業務委託しているようなので、前述した諸々のリスクの不安はぬぐえません。</p> <p>国・県・いすみ市が業務委託した事業を、「いつから・どこに、発注・切替するのか、仕様は」などといちいち全てチェックしては日常生活に支障が出ます。</p> <p>リスク管理と日常生活のバランスのため、最初からデジタル化に参加しない方がいい、と考える人もいるのではないのでしょうか。</p> <p>民間委託するのであれば、法人や企業の事務所・情報を管理するサーバー設備などを極力いすみ市内に設置し、トラブルがあった場合は日本の国内の法律に基づいて日本国内の裁判・司法の影響で行うよう義務付けてほしいです。</p> <p>（EU では消費者の個人情報保護の規定において、EU市民の個人情報のEU域外へ持ち</p>		
--	--	--

	<p>出しを原則禁止し、本社がEU域外にあってSNSなどネット上のサービスを提供するような企業も法人をEU内部に設置することが義務付けられています。)</p> <p>また、これから日本国政府が結ぶ、FTA、RCEP のような外国との経済協定次第では、外国企業が公共事業の入札に参加できる可能性が高まります。</p> <p>外国に個人情報を持ち出された場合、拡散防止も情報の回収も破棄も期待出来ず、非常に恐ろしいです。</p>		
6	<p>デジタル化・ICT 化のキャッシュレスは簡易で便利のように見えますが、ネット通信を利用するだけあって現金とは違ったリスクもあります。</p> <p>これは自分の体験となります。</p> <p>ネット上の買い物の決済と連結したプリペイドカード（「Suica」のように残高をチャージできるタイプのもの）がありました。</p> <p>前月に買い物をネット上で決済したのですが、通信エラーが発生していたせいで、その月にはシステム上の都合で二重の請求が発生したのです。プリペイドカードを使用していたせいで、プリペイドカードの残高からは二重になっていた請求分が引き落とされてしまいました。</p> <p>詳細をプリペイドカードの会社に確認したところ、通信エラーが起きた際の二重請求の発生するシステムについて説明され、二重請求の分の返金は翌月とカードの会社側が既に決定していました。</p> <p>自分の場合、百円程度の買い物でしたから、すぐに生活費に困るということはありませんでした。</p> <p>しかし、自分はいそれ以来極力、高額な支払いはネット上で行わないようにしています。</p> <p>日常生活でも、恐らく自分の側に過失や二重請求が発生しないであろう状況でしかキャ</p>	<p>各種のリスクに備え、制度設計を行ってまいります。</p>	<p>無</p>

キャッシュレス決済は利用していません。

エラーが原因とはいえ二重請求の支払いが高額だったり、通信エラーの多発によって二重請求が複数発生したりしたら、どうなるでしょうか。

低所得の方、あるいは生活保護などで生活している方にとって、上記のようなケースはまじめに死活問題に発展しかねません。納税や公共料金の支払いは、1件あたりの単価が安くありません。

人間は食料の無い状態が5日あれば餓死し、3日水が飲めなければ死んでしまうとも言われています。

フードバンクの支援を頼むといっても、まず本人がフードバンクの存在を知らなければどうにもなりません。また支援してくれるようなフードバンクがまず近くに存在するか、いつまで経営を意地できるか誰も保証はできません。

上記のような二重請求のケースにおいて、キャッシュレスで支払った側、ネット上で支払いを行った側に、過失が無かったとしてもすぐにお金は戻ってきません。

このようなケースで行政からの支援は期待できるのでしょうか？

少なくとも自分はそのような支援をしてくれる根拠となる条例や法律の存在を知りません。

上記のようなケースとリスクも考えて制度設計をしていただきたいし、市民にリスクも想定できるトラブルも積極的に伝えてほしいです。

デジタル化・ICT化は万能ではありませんので、デジタル化した新しいシステムの欠点も調べたり、検討したりして、ICT化した行政に参加する市民にすべからく教えていただきたいと思います。

7	<p>資料の保存性のため、部外者から改竄（あるいは部外者からの利益供与を提示されたものによる内部犯による改竄）を防ぐため、現在の法律上で定められた年数程度は、国の指針がどうあれ公文書や各種手続きの書類をアナログ媒体（紙媒体など）で保存すべきと思います。</p> <p>特に、納税と補助金にまつわる諸々の文書や、基本的人権の生存権に関わる電気・ガス・水道などにまつわる分野は、検証の必要性が出た場合のためにも長めに保存してほしいです。</p> <p>また健康情報、医療にまつわる情報、子供の学習成績などの分野は、厳重に管理してほしいです。</p> <p>適切に管理できなければ、情報が流出することがあれば、いすみ市民が人身売買などのトラブルに巻き込まれる可能性が増えると思います。</p> <p>いすみ市は監視カメラの多い都市部と違ってカメラは少なく、海岸の砂浜から船で出入りすることは容易な地形であるので、犯罪組織が出入りした場合、誘拐などは容易です。</p> <p>またいすみ市などの自治体に提出した情報を、「ワンスオンリー」ということで二度提出しなくてもいいようにするなどの方針を掲げているようですが、情報の紛失・改竄などのリスクもあるので、いすみ市民が要求すれば、いつでも登録情報を確認できるようにしてほしいと思います。</p>	<p>貴重なご提案と受け止めさせていただきます。</p>	<p>無</p>
8	<p>項目中に、「自宅で読書ができる電子図書館の整備」検討しますとありますが、参考にするなら国立国会図書館のホームページにある国立国会図書館デジタルコレクションのような、画像ファイルを活用したような、電子書籍形式がよいのではないのでしょうか。</p> <p>なにかしらの文書を電子書籍化するにあたって、AI を活用した自動読み取りなどを活用すると、内容が間違っていないか人間のチェックが必要です。</p>	<p>ご提案を受け止め、今後の図書行政推進に努めてまいります。</p>	<p>無</p>

スキャナーを使って画像データ化したものを利用した電子書籍の場合の方が、チェックも容易で、人件費なども少なく済むと思います。

また下手に文字データ化されたものだと外部からの改竄が、画像データ化したものより容易であり、また改竄にも気づきにくいと思います。

また著作権切れの著作の内容に関して、「現代における差別表現にあたる」などして内容の一部を修正・削除するなどということは、あってはなりません。

文学作品であっても、学術的な資料としての価値があり、当時の価値観を知る歴史的資料ともなりえます。図書がいつ頃編纂・改定されたかの情報も重要なのです。

(文学作品であろうとなかろうと、「初版と2版目以降で修正があるか否か、その修正内容と著作者の意思、それぞれの出版した年月日、どの出版社から出たか」ということも重要な情報ということです。) 表紙、背表紙、裏表紙、本の奥付、図書の中に印刷された広告も全て合わせて「1冊の本」なのです。電子化されようと「欠けてもよい情報」はありません。

電子図書館の運営にあたって、著作権上の問題もあり、図書の著作者と出版社の利益への配慮を求めます。

絶版になっていない本について、また出版社などが現存する場合は、諸々の権利確認も可能だと思います。しかし絶版図書かつ出版社が事業を停止・倒産などした場合は権利確認も大変です。

また図書をデジタル化(電子書籍化)したから、市で購入済みの紙の図書を処分していいということもありません。絶版本は本当に、読める状態での再購入が困難です。そして再版も利益回収の見込みが無い場合は行われないので、発売日に買わなかった本を後から購入するのも難しいのです。

消費者の意見だけに目を向けて、出版業・文筆業が衰退するような体制を構築してはなりません。

同時に学術目的での閲覧だと、著作権が切れた古い書物だけでは勉強にならないので、図書館側の図書の収集は必須です。

「図書・資料の保存性」「著作権所有者の権利への配慮」「電子図書館の公開の利便性」を合わせ、他の地域の一般的な図書館との慣習などを合わせて考えると、以下のような運営になるのではないのでしょうか。

1. 紙の図書を購入・収集し、閉架書庫に収蔵・保管する。
2. 収集図書の廃棄は行わない。どうしても保管場所に困るといふなら、資料としての性質が強いもの、記録資料としての価値の高いものを除いて、他地域の図書館や、対象図書の内容に関連した研究を行う機関や大学、いすみ市内の学校などを優先して希望団体に譲渡する。(個人で受け付けると転売目的で譲渡を希望しているなども有り得るので)
3. 必要・要求があれば紙の図書も閉架書庫となる建物で閲覧を許可する。(現物での貸し出しを行うと、通常の図書館と変わらず電子図書館である意味が薄くなるので、原則として)
4. 電子図書館の利用者をいすみ市在住者、いすみ市への通勤者・通学者に限る。
5. 電子図書の内容を閲覧者がコピーして永久保存する場合は有料。著作財産権の所有者への支払いにあてる。内容の一部だけコピーしたい場合は、そのページ数に応じた金額とする。
6. 出版物の電子図書化と公開は、最低でも出版されてから3か月待つ。(賃貸業でも貸出可能になるのは、出版されてから最低1か月経ってから)
7. 電子図書の目録のデータベースへのアクセスは基本無料。
8. 電子図書の閲覧は、基本的に閲覧者が電子図書のデータをダウンロードしてそれぞれの情報機器で閲覧する。(ネット上のクラウドからの内容の常時閲覧を可能にすると、人気作が閲覧可能になった場合通信が増えてサーバーへの負担が大きくなる可能性がある)

	<p>る。)</p> <p>9. 閲覧用の電子図書のデータは、閲覧期間の制限をつけ改竄・コピーできないようにデータ処理をする。</p> <p>10. 原則として閲覧用電子図書データとそのダウンロードは無料だが、短期間に何度も同じ図書を同じ閲覧者がダウンロードする場合は有料化する。</p> <p>11. 学生の利用者は、閲覧用電子図書のデータのダウンロードに関して利用制限を設けない。</p> <p>12. 電子図書の利用者の個人情報、電子図書間の業務にのみ活用する。</p> <p>上記は、あくまで理想形であり、市政のレベルを超えた予算が必要と思います。極端な意見ですが、いすみ市と似たような事情を抱えた他の市町村と共同運営するシステムもありと思います。</p> <p>また資料の保存性をないがしろにする図書館であれば、公共で行う意味は無く、出版社などが利益を得られる電子書籍があれば十分ということになってしまいます。</p> <p>保存性をないがしろにした図書館を市の税金で運営するぐらいなら、市内在住の学生への図書購入費を支援した方が良くと思います。</p>		
9	<p>各種料金の納付にキャッシュレス決済を導入することを否定しません。</p> <p>しかしキャッシュレス決済を導入し、いすみ市と契約した関連企業が、各種手数料の値上げをした場合、その負担はどうなりますか？</p> <p>各種手数料を、市が負担するような契約になった場合、企業側の値上げで市の財政を圧迫しませんか？(物価と貨幣価値の変動に基づく根拠となるデータのついた値上げでしたら、致し方ないと思います。しかし株主に配当する利益を確保するために値上げされるのには納得できません。)</p> <p>その辺りの市場調査も、物価などを踏まえた価格の調整も必要になってくるのではないのでしょうか。</p>	市民の利便性向上と財政負担のバランスを常に検討し、進めていきます。	無

	<p>いすみ市職員の方々が知識を身につけて調査を行ったうえで、調査結果を市民に公表してくださらないと、企業に騙されかねません。</p> <p>市民の生活に浸透した企業によって、あとから企業の都合で一方的に税金を含めた生活に関わる費用を上昇させられるのは拒否したいです。</p>		
10	<p>「令和 3 年度第 2 回インターネットアンケート調査の結果について（抜粋）」とあるのですが、千葉県ホームページから詳細を確認すると、いすみ市のケースとしてはあまり参考にならない可能性が高いと思います。</p> <p>まずアンケート回答者が千葉県内の 251 人であり、回答状況の欄から地域別にみたところ、夷隅地域の回答者は「1.2%」であり、実際は夷隅地域からは「2 人」程度しか回答していないことになります。</p> <p>またアンケート全体の回答者は「千葉地域」「葛南地域」「東葛飾地域」「印旛地域」などを合わせて、回答者の 7 割に達します。</p> <p>アンケート回答者の大半は、人口の多い都市部の在住者と言えます。</p> <p>少子高齢化が進んだ地方自治体のいすみ市とは全く実情が異なる地域の回答者が多いことに留意していただきたいです。</p> <p>県の方針は県の方針として参考とするだけにしておいて、いすみ市は市独自に地域の実情に適した政策をとる必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>そのために、いすみ市内で改めて、アンケートの調査などを行うことを求めます。</p> <p>またアンケートの調査結果を、政策に反映していただきたいです。</p>	<p>この資料は社会全体の方向性の傾向を示すものとして掲載したものです。今後も市民のご意見、考え方を第一に進めてまいります。</p>	無
11	<p>テレワークの推進にあたって「内部コミュニケーションの主体」を、「ビジネスチャットやメールに切り替えることも検討」するとあります。</p> <p>しかし、ビジネスチャットなどの運営企業が外国企業だった場合、サービス提供の際に使われるサーバーが外国に設置してあった場合など、情報漏洩した場合の責任と情報の回</p>	<p>貴重なご意見として受け止めさせていただきます。</p>	無

	<p>収と破棄について、また漏洩した情報次第でいすみ市政にどのような影響が出るのかリスクを具体的に検討していただきたいです</p> <p>またいすみ市としての上記のようなケースでどのような対処が必要で実行可能か、事前にリスクも検討してから、市民にとってメリットがデメリットを上回ると判断してから切替を実施していただきたいです。</p> <p>可能であれば、利用するサービスの関するサーバーなどの設備をいすみ市内に設置し、ビジネスチャットなどを提供する企業にいすみ市内に法人を設置してもらい、問題の発生時は日本の国内の法律と司法で解決できるような契約内容を結ぶべきと思います。</p>		
12	<p>ICTを用いた教育に反対するわけではありませんが、ICT機器による健康への影響やそれをフォローする方策についても子供たちに教育していただきたい。</p> <p>電磁波についてWHOは、「現段階では健康に悪影響があるという研究結果は無い」という見解ですが、今後の技術発展でそれも変化しうるものです。</p> <p>またWHOの見解は電磁波の強さや周波数に着目した意見で、電磁波を浴びる量はあまり影響がないという意見の立場のようです。</p> <p>しかし過去に電磁波が悪影響ではないかという論文を出した研究者がいるのも事実ですし「本当に安全か誰も保証できない」というのが正確なところです。</p> <p>現在でも電磁波と体調不良に関する統計をとって研究している方々がいるのも事実です。</p> <p>そして海外では「念のために」基準を国際基準よりも厳しい基準で、電磁波に関する規制をかけた国もあります。</p> <p>ブルーライトについても悪影響として、網膜・睡眠・体内時計などへの悪影響を訴える人もいます。</p>	<p>子どもの健康保持には、健康関係機関・部署等と情報共有しながら十分留意し、ICT機器を活用した教育活動を進めてまいります。</p>	無

<p>その一方で自然光の中のブルーライトまで全てシャットダウンするのは悪影響という意見もあります。</p> <p>現状だと情報機器を使う場合「夕方以降はブルーライトをカットする道具を使う」「パソコンやスマートフォンの設定でブルーライトをカットするようにする」というのが、現在考えられる落としどころかもしれません。</p> <p>単純に安易に「電磁波やブルーライトは安全なものである（危険なもの）」と教えるのではなく、子供たちが自分自身に必要な情報収集を適切に行い、論理的な思考ができるようになるのが大事です。子供たちがそれぞれ自分自身の判断で、自分の健康のために、「こんな状況で使ったら健康に悪影響が出るな」「自分はこんな対策をすれば大丈夫だ」と考えられるようにしてあげてください。</p> <p>また情報元をひとつに絞るのは洗脳と変わらないので、適切な比較をできるようにしてください。</p>		
---	--	--